○関東地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第五十二号線

三　事業施行期間　自平成二十八年一月十九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区豪徳寺二丁目、豪徳寺一丁目、宮坂一丁目及び宮坂二丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区豪徳寺二丁目、豪徳寺一丁目、宮坂一丁目及び宮坂二丁目地内

○関東地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第三百七十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十五号線

三　事業施行期間　自平成十六年十二月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班い小班から同市浜益区千代志別国有林石狩空知森林管理署五〇三林班八小班まで	前	一二・〇〇～三一七・二七メートル		
	後	一八・〇〇～三六・七二メートル	一・五六四～一・五一三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一二・〇〇～三一七・二七メートル	一・五六四キロメートル	
	A	一八・〇〇～三六・七二メートル	一・五一三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三〇番一二から同町字上士幌東三線二三〇番一六まで	前	四三・八六～八九・三八メートル	〇〇・〇九一キロメートル	
	後	四三・八六～八九・三八メートル	〇〇・〇九一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道目梨郡羅臼町本町三七二番八から同町本町三六一番一まで	前	二五・一二三～三二・八三メートル	〇〇・〇一三キロメートル	
	後	二五・一二三～三五・七九メートル	〇〇・〇一三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班い小班地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班い小班から同市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班八小班まで	〃
〃	石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇三林班八小班地内	〃
二百三十二号	北海道苫前郡初山別村字大沢一八番二から同村字大沢八番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十六号	北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五三番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百四十一号及び二百七十四号	北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三〇番一二から同町字上士幌東三線二三〇番一六まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
三百三十六号	北海道様似郡様似町字鵡苫二二四番一から同町字西町九〇番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道様似郡様似町字平宇二九七番六地先から同町字平宇一八四番まで	〃
〃	北海道幌泉郡えりも町字庶野一一八番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十八年一月十九日